

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 11 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

今般、金融商品取引法施行令等の一部の改正が行われ（平成 23 年 8 月 30 日公布、同年 12 月 1 日施行）、何人も増資公表後新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合に、当該増資に応じて取得した新株等により空売りに係る借入れポジションの解消を行ってはならないとされるとともに、金融商品取引業者等が顧客に新株等を取得させようとするときには、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法によりこの規制の内容を適切に通知することとされた。

今般、この改正への円滑な対応のため、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- (1) 主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出し（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 15 条の 5 に定める期間がない場合を除く。以下同じ。）の引受けを行うに当たっては、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 26 号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならないこととする。

(第 23 条の 2)

- (2) 会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 26 号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならないこととする。

(第 38 条)

- (3) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日が平成 23 年 12 月 1 日以後の日である場合における株券等の募集又は売出しの引受けについて適用する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 11 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請 <u>(空売りに関する規制の目論見書への記載の要請)</u> 第 23 条の 2 <u>主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出し（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条の 5 に定める期間がない場合を除く。以下この条において同じ。）の引受けを行うに当たっては、金商業等府令第123条第 1 項第26号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならない。</u> 第 6 章 雑 則 <u>(空売りに関する規制の説明)</u> 第 38 条 <u>会員は、金商業等府令第123条第 1 項第26号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならない。</u> <u>(この規則の一部の適用除外)</u> 第 39 条 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された	第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請 (新 設) 第 6 章 雑 則 (新 設) <u>(この規則の一部の適用除外)</u> 第 38 条 (省 略)

新	旧
日又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日が平成23年12月1日以後の日である場合における株券等の募集又は売出しについて適用する。	